

「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」
に関する意見募集結果について

令和6年3月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」に関する 意見募集結果について

1 対象

県民、支援関係機関及び県内市町村

2 意見募集期間

令和5年12月18日（月曜日）～令和6年1月16日（火曜日）

3 意見の公表日

令和6年3月29日（金曜日）

4 意見募集結果の公表方法

県ホームページ

5 意見募集結果の概要

ア 意見内容の概要

区分	件数
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの	25件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	11件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	1件
4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの	2件
5 その他	4件
合 計	43件

イ 県の考え方の概要

区分	件数
A 計画に反映しました (ご意見の趣旨が既に盛り込まれている場合を含みます)	22件
B ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします	21件
C 計画に反映できません	0件
D その他	0件
合 計	43件

【意見内容】 ※一部、内容を要約等している意見あり。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの

(1) 総合的支援体制の充実

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
1	<p>以前に性犯罪被害者の方の診察をさせて頂いた際、米国での診察マニュアルで行いました。</p> <p>一律に検査の基準を決めていただいた方がよいのではと思いました。他院のDr.から、どのように証拠を採取してよいかわからない。又、ディープフリーザーがないが大丈夫かとの、質問が来たこともありました。</p> <p>又、被害者の方が高額な検査費用のため、検査をキャンセルされることもあり、警察に届けることが難しい方もいてその点の支援はどうなっているのかと案じております。</p>	A	<p>県警察では、神奈川県内で認知又は発生した性犯罪の被害者の方に対し、性感染症検査や証拠採取等、産婦人科等の受診費用を公費負担する等の支援を行っております。</p> <p>また、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」では、警察に届け出ることを躊躇されている性犯罪・性暴力被害者の方に対し、性感染症検査や証拠採取等、産婦人科等の受診費用を公費負担する等の支援を行っております。</p>
2	県で新たな施策を行う場合、被害者が多数の機関に足を運ぶこととならないように検討していただきたい。	A	犯罪被害者等の負担を少しでも軽減できるよう、引き続き、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援に努めてまいります。
3	<p>子ども・若者に対する相談、支援に関する意見 受け手側のスタッフもある程度若く、子ども・若者の話が理解できる人でないと結局は利用されなくなると思う。</p> <p>SNSを活用した相談の場合、そのチャット文章が暴露炎上、拡散される危険があり、相当程度のバックアップがないと、ボランティアの電話相談にはなじまないのではないか。</p>	A	<p>子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化し、相談員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>SNSを活用した相談については、被害者の様々な悩みに適切に対応する体制を整備する予定です。</p>

4	<p>「知っている犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口(素案15頁)」及び「性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初に相談する場所(素案17頁)」にもあるとおり、被害者はまず警察に相談をするとと思われ、また被害届についても警察で受付をすることから、警察での被害者等への情報提供が重要と考えます。</p> <p>県や市町村、関係機関の支援メニュー等について、警察内での情報共有を進めていただき、確実に被害者等への支援につながる体制の構築をお願いしたいと思います。</p>	B	<p>県警察では、被害者等が必要とする支援情報等が分かりやすく記載された「被害者の手引き」を、被害直後に事情聴取に当たる捜査員等から被害者等に配付し、内容を説明するなどの情報提供を実施しております。</p> <p>関係機関の支援メニュー等についても同手引きに掲載する等して情報提供してまいります。</p>
5	<p>病院拠点型のワンストップ支援センター設置も含めて支援体制の充実に向けて検討するのはとても良いと思います。性被害に遭った方は、警察に行かなくても病院には行くと思いますので、是非とも病院拠点型センター設置を実現してください。</p>	B	<p>ワンストップ支援センターの設置形態につきましては、病院拠点型など、他都道府県での運営状況等の情報収集を行い、支援体制の充実に向けて検討してまいります。</p>
6	<p>証拠採取ができずに被害申告を諦めるケースが後を絶ちません。病院の事情もあるかと思いますが、こちらも是非24時間証拠採取できるような体制を整えていただきたいです。</p>	B	<p>被害者にとって身近な医療機関での証拠採取等の実施に向け、新たに証拠保管庫を整備し医療機関の負担を軽減するなど、対応医療機関の拡充を目指した取組を進めてまいります。</p>
7	<p>現在の県の支援は、犯罪の種類や被害の程度、被害届の有無、被害を受けた時期などによって制限がありますが、これを被害者の必要に応じて支援できるようにすべきだと思います。給付金の支払については一定の規程が必要であると思いますが、カウンセリング、自助グループへの参加などは丁寧な聞き取りにより本人の希望に沿った支援ができるようになることを願います。</p>	B	<p>県では、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、犯罪の被害にあわれた方々からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて必要な助言や情報提供、他の支援機関の紹介等を行っています。</p> <p>ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。</p>
8	<p>犯罪被害者や家族は精神的に大変つらい立場に置かれていることから、県としては、犯罪被害当事者の目線に立ち、今以上に長期的な支援ができるよう、市町村や支援機関との連携の強化とともに、状況に応じて県のエリアごとの相談窓口を設置するなど、犯罪被害者相談の一層の拡充を期待しています。</p>	B	<p>犯罪被害者等の当事者の目線に立ち、必要な支援が届けられるよう、市町村や支援機関の連携強化を含め、犯罪被害者等に寄り添った相談窓口づくりに努めてまいります。</p>

(2) 地域における支援体制の充実

No.	意見要旨	区分	県の考え方
9	県独自の見舞金もいいが、市町村も財政難なので、現時点で条例を制定している市にもこれから条例制定を考えている市町村にも補助金として支給してもらえるようにしてほしい。 家事・介護支援への財政支援はありがたいと思います。	B	令和6年度から、等しく被害者を支援できるよう、新たに県下一律の見舞金制度を創設します。また、被害者に身近な立場から、被害者への生活支援を実施する市町村に対し、費用の一部を補助し、市町村の取組を促進します。
10	コーディネーターを配置したら、連絡調整だけでなく、被害状況や被害者のニーズを把握した上で、支援プランを提案していただくなどの介入をしていただきたい。	A	コーディネーターを通じて、市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ってまいります。
11	犯罪被害者支援条例のある、なしの市町村自治体の支援の差は大きい。項目の中に「市町村条例制定の推進」を明記できないか。	B	ご意見を踏まえ、県として市町村の取組支援を行ってまいります。
12	議会など市町村自治にかかわるとはいえ、新設コーディネーターの仕事に制定支援、アドバイスを位置づけてもいいのではないか。	A	条例制定に向けたアドバイスも含め、県に配置するコーディネーターを通じて、市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ってまいります。
13	市町村の取組に対する支援と連携強化を図るためにコーディネーターに期待しています。 条例が制定されていない市町村への働きかけ、市町村で条例が制定されているものの犯罪被害者等への支援に繋がらないケースとならないよう関係機関との連携、市町村の相談窓口及び支援体制等、県内の市町村や支援関係機関と一層の連携強化を図るようお願いしたいと思います。	A	各市町村の状況把握に努め、県として市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ってまいります。
14	犯罪被害者や被害者ご遺族の支援は長期にわたることから、施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターとなるべく早めに配置して頂ければスムーズな支援に繋がるのではないか。	A	県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを、令和6年度から配置することにより、支援強化を図ってまいります。

15	<p>現状、県内近隣市の対応件数なども踏まえ、費用対効果等の面から、犯罪被害者等支援の総合対応窓口に臨床心理士等専門性の高い専任相談員を置くことは難しいと考えており、通常の事務職員の配置を想定している。しかし、犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害のリスクなどその特殊性を踏まえると、本来は専門職の専任相談員を配置することが望ましいと承知している。</p> <p>そのため、県の合同庁舎に広域をカバーする専門職の専任相談員を配置し、当市でいえば、湘南地域県政総合センター内に週1回専任相談員の相談日を設定して当市在住の市民が相談できる体制とするなどの人的支援を検討してもらいたい。</p>	B	<p>各市町村の状況把握に努め、県に配置するコーディネーターを通じて、県として必要な各市町村の取組への支援を行ってまいります。</p>
16	<p>素案の28頁に記載の「市町村の取組支援の充実と連携の推進」において、施策の調整や市町村支援等を行うコーディネーターを配置し、条例制定や計画策定などについての情報提供を行うとしているが、既に条例を制定している市町村に対しても、施策を展開していく中での課題や個別の支援ケースへの対応等について相談を受け、専門的な助言を行う機能を担っていただきたい。</p>	A	<p>コーディネーターを通じて、市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ってまいります。</p>
17	<p>市町村への財政支援の具体的な内容やスケジュール等について早めにお示しいただきたい。</p>	B	<p>市町村支援に当たり、市町村との速やかな情報共有に努めてまいります。</p>
18	<p>各市町村での条例化の支援</p> <p>各市町村で条例化が徐々に進んでいますが、まだその途中であったり、条例化の方針も決まっていなかったりする市町村があります。条例化にあたって「犯罪被害者等支援」についての知識や必要性について、県から情報提供を行い、より多くの市町村で条例が制定されるよう支援して頂きたいと思います。</p>	A	<p>コーディネーターを通じて、条例制定に向けたアドバイス等の市町村の取組支援を充実してまいります。</p>
19	<p>継続した支援のために、県の施策と市町村の施策の連携を</p> <p>市町村で条例化が広がってきていますが、被害者の立場になって県と市町村が行う施策の分担や重なり（被害者が選べるように）を整理し、とぎれることがない支援の環境を整えることが必要だと思います。</p>	A	<p>市町村との連携の一層の強化を図り、取組を進めてまいります。</p>

20	<p>本市は犯罪被害者等支援条例を施行し、総合支援窓口に専門の相談員を配置するよう進めているところです。</p> <p>県で市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置いただくことは、大変心強いです。</p> <p>また、県、県警察、民間支援団体と市町村での検討会についても、相互の連携が個人情報への配慮からなかなか個別には難しいところがあるため、情報共有と役割確認の場があることは、スムーズな支援に必要だと思います。</p>	A	<p>各市町村の状況把握に努め、県に配置するコーディネーターを通じて、県として必要な各市町村の取組への支援を行ってまいります。</p>
21	<p>居住地による支援の格差を解消するためにも、「市町村の取組に対する支援と連携強化」の更なる充実を進めていただき、市町村における条例制定や支援体制整備のサポートを強化していただけすると有難い。</p>	A	<p>各市町村の状況把握に努め、県に配置するコーディネーターを通じて、県として必要な各市町村の取組への支援を行ってまいります。</p>

(3) 支援関係機関の連携強化

No.	意見要旨	区分	県の考え方
22	<p>事例紹介だけではなく、ケーススタディを入れて、当該ケースにおいてどの支援関係機関がどのように動いているのか見えるようにすると分かりやすいと思います。各関係機関がどのように関与して何ができるのか、具体的な事例を通じて共有できればと思います。</p>	B	<p>支援関係機関ネットワーク会議等において、支援関係機関と具体的な事例の検討や情報交換が行えるよう、調整してまいります。</p>
23	<p>支援関係機関に教育委員会も入れると良いと思います。</p>	B	<p>子どもに対する相談・支援など、教育委員会との連携を図っているところです。 ご意見の趣旨は今後の犯罪被害者等支援における支援関係機関との連携の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>民間支援団体が円滑に活動できるよう、財政面での支援もなされるべきと思います。</p>	A	<p>犯罪被害者等支援事業補助金により、犯罪被害者等早期援助団体へ補助を行っております。</p>
25	<p>これまでの県の取組によって支援施策の充実強化が図られてきている事を誠に喜ばしい限りです。 第4期に向けて、被害者本人及び家族への支援は言うまでもなく、被害にあわれた方々が、第二、第三の被害者を防ぐ為に、いろいろな活動をされていることへの公的支援を強化して頂ければ幸いです。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は今後の犯罪被害者等支援における民間支援団体等への活動支援の参考とさせていただきます。</p>

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

(1) 経済的負担の軽減

No.	意見要旨	区分	県の考え方
26	経済的支援として「生活資金貸付金」に替えて、「見舞金」とする案だが、生活できるだけの「給付金」が求められるのではないか。	A	令和6年度から、新たに県下一律の見舞金制度を創設します。
27	<p>知人にストーカー被害に遭い、日常生活を壊されてしまった者がいます（神奈川県民です）。</p> <p>警察も介入しましたが、当人は家族とも引っ越しを余儀なくされたり、職場を離れざるを得なくなってしまったという現実があります。経済的支援もなく、また警察や県からもアドバイスももらえなかった、と言っていました。</p> <p>出来れば元の生活（生まれ育った土地）に戻りたい、という希望を持ち続けてもいます。</p> <p>警察と県との連携をとるなどして、犯罪被害者の心の声に添ったシステムと、経済的支援、そして継続的な見守りなどを行ってもらえるような形をとっていくただけることを切に望みます。</p>	B	<p>県では、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、犯罪の被害にあわれた方々からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介等を行っています。</p> <p>また、ストーカー被害者等については、防犯機器の貸与等をはじめとする防犯指導を行っていきたいと考えておりますので、参考とさせていただきます。</p>
28	<p>実際に犯罪にあい、心・身のけがで一時的に働けない人もいる。回復するまでの間の経済的支援（貸し付けか一時金）を求める。</p> <p>見舞金制度は大変いい。さらに、本当に必要な被害者に向けた一定期間の生活支援金制度も必要ではないか。</p>	B	令和6年度から、新たに県下一律の見舞金制度を創設します。ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。
29	見舞金制度導入は是非実現していただきたいです。その際には、支給要件はできるだけ緩やかなものとし、広く早期に支給できるような制度設計が望ましいと思います。	A	令和6年度から、県下一律の見舞金制度を創設します。支給要件については、他自治体の状況も踏まえながら、早期に支給できるよう設計してまいります。

(3) 日常生活の支援

No.	意見要旨	区分	県の考え方
30	ヤングケアラーへの支援も重要な点かと思います。何らかの支援計画の掲載もご検討ください。	A	本計画における「ケアラー」には「ヤングケアラー」も含んでおります。県として、ヤングケアラーも含む全世代のケアラーを対象に、支援に取り組んでまいります。

(4) 心身に受けた影響からの回復

No.	意見要旨	区分	県の考え方
31	凄惨な殺人事件や傷害事件の現場に居合わせた目撃者をカウンセリングの対象に加えていただきたい。	A	死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合など、事案の内容等に応じ、目撃者等も含め、関係機関と連携しながら柔軟に支援を行っております。
32	子ども（特に年少者）は自分が被害に遭ったのかどうか分からぬまま、時に継続して被害に遭うこともありますので、相談しやすい支援体制の整備にあたっては、そういう教育的な部分も含め幅広な整備をしていただきたいです。	A	子どもや保護者等からの相談についての教育機関向け研修等を充実、強化してまいります。 また、子どもが性暴力にあったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」を発達段階に応じて実施しております。
33	刑訴法改正により、司法面接的手法を取り入れた捜査とその記録媒体に証拠能力が付与されることになりました。対象者の年齢は問わないことになっていますが、主たる対象は被害児童になると思われます。 専門家が聴取する前に、被害について児童にあれこれ聞くことは記憶の汚染に繋がり、そうなると証拠がなくなってしまうので、その辺の法律的なことも含めて、目を配りながら支援ができるような研修等も必要になると思います。	B	被害について子どもに聞きすぎることが子どもの記憶に影響等を与える「記憶の汚染」については、ホームページやSNS等での情報発信を通じて周知しております。引き続き研修等を通じて周知・啓発に努めてまいります。

(5) 一時的な住居の提供等

No.	意見要旨	区分	県の考え方
34	市営住宅の避難だと、同じ市内に居住することになるので、加害者に接触するリスクを避けられないと思うので、今後は県営住宅をもっと多く確保してほしい。	B	県営住宅の利用実績を踏まえ、まずは犯罪被害者等が利用しやすくなるよう、工夫してまいります。
35	犬を飼っていたために利用できないという事例があったと聞いています。せめて報道が過熱している1～2泊だけでもペットホテル代を支給する等の支援も検討されて良いと思います。	B	ご意見の趣旨は、今後の犯罪被害者等支援施策の参考とさせていただきます。

36	<p>「緊急避難場所（ホテル等）の提供については、犯罪被害者等の状況に応じて柔軟な運用を検討するとともに、市町村と連携した取組を進めます。」とあり、被害者の現状を考慮すると、大変有意義で需要の高い施策であると考えますが、当該緊急避難場所の確保についてどのような見通しとなっているのでしょうか。確保にあたっては予算措置の必要もあるかと思いますが、県の予算措置はなされているのでしょうか。</p> <p>もし、見通しが立っていないとしたら、本計画で断定してしまうのは危険ではないでしょうか。現在、本市ではDV被害者の緊急避難場所について苦慮しているところであります、犯罪被害者の緊急避難場所の確保には一層の困難があるものと感じています。</p>	A	<p>必要な予算措置を行った上で、協定等により提携しているホテル等を被害直後の避難場所として提供しております。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

（1）県民・事業者の理解の促進

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
37	<p>県民の犯罪被害者等支援についての認識の拡充</p> <p>県民の犯罪被害者等支援についての認識はいまだに高いものとは言えないと思います。犯罪（特に性犯罪）を受けた時に声を上げられないのは、それを受け止めてくれる社会の制度や雰囲気がないからです。支援制度や支援の気持ちについて、県民への啓発活動を増やしていくことが必要であると思います。今まで実施していた方法だけでなく、新たな方法も取り入れて質も量も増加させる必要があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で犯罪被害者等支援のための講座を開催する。 ・キャンペーン箇所を増やす。 ・支援員を拡充するために、県民だけでなく、行政職員も対象として各種研修を行う。 等 	A	<p>犯罪被害者等理解促進講座等の取組に加え、教育機関向けの研修等を充実・強化してまいります。</p>

4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
38	<p>第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）については、3期までの推進計画に比べ、一層被害者等に寄り添った総合的推進計画になっており一県民として安心感が増しています。</p> <p>犯罪被害等により壊された日常生活の早期回復については、もちろん経済的支援や日常生活そして住居の確保への支援は欠かせません。</p> <p>被害者本人や被害者ご遺族は家事をすることが困難になり、育児なども難しくなる場合が多くあります。しかし市町村や他機関での生活支援や育児支援、児童支援、自立支援など使える制度があるのに、残念ながら情報不足でなかなか辿り着けない場合もあります。</p> <p>犯罪被害関係の場合は、被害者本人やご遺族からサポートやかならいんの相談電話に入電する事が多いと思いますが、相談員の対応力によってはうまく繋がらない場合もあり、相談員の質の向上も必要になってくると思います。</p>	A	支援者、相談員等に対する研修会等を通じて、引き続き支援者、相談員等の質の向上を図ってまいります。
39	ワンストップ支援センターを充実させるには、性暴力対応看護師（SANE）が欠かせませんので、養成のための研修には予算措置を含めて力を入れていただきたいです。	A	性暴力対応看護師（SANE）養成のための研修については、令和6年度についても予算措置をする等、引き続きSANE養成を図ってまいります。

5 その他

No.	意 見 要 旨	区分	県の考え方
40	二次被害やストーカー被害への対策として、“集団ストーカー犯罪”（監視・嫌がらせ犯罪）のチラシを町内会の回覧板などを利用して広く告知していただけたら、防犯上一定の効果があるのではないか？と思います。	B	ご意見の趣旨は、今後の参考とします。
41	基本的な考え方として、神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会で犯罪被害者を大いに削減し支援していくたいと強く思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。又、小学生から高齢者のためにも御尽力を重ねてお願ひ申し上げます。	B	ご意見の趣旨は、今後の参考とします。
42	「犯罪被害者への支援」を一層強化したい。そのために、かながわ犯罪被害者サポートステーションの広報・充実を強化したいと感じます。 又、市町村との連携を強め、充実していきたいと常に感じています。 犯罪被害者支援員にもっとポスター、その他、各必要品を配布、有効利用、活用し、市民に一層PRし、支援員の人材育成に取り組みたいです。 第4期（改定素案）に期待したいです。	B	ご意見の趣旨は、今後の参考とします。
43	被害者支援とは別の視点になりますが、犯罪加害者の家族も同様に、ご本人は責めを負う理由がない中でつらい立場に置かれていることがあります。 被害者支援同様に加害者家族への相談支援機能についても、計画への位置づけ、相談対応の施策化など検討されるよう、よろしくお願ひいたします。	B	ご意見の趣旨は、今後の参考とします。